

米子市学校校庭芝生化事業実施要項

1. 事業の概要及び効果

本事業は、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て支援や学校教育の充実に取り組むことにより、未来のまちづくりを担う子どもたちが健やかでたくましく育つまちをめざしますことを目的とし、学校校庭の芝生化を行う。事業の効果としては、足への衝撃が少なくケガをしにくい、照り返しが少なく校庭の温度上昇抑制などの効果が期待できる。

また、耕作放棄地を活用して生産する芝生を使用することにより、耕作放棄地等の解消を図る。

2. 事業者が行う委託業務

学校校庭芝生化事業を行う事業者（以下「事業者」という。）は以下の業務を行うこと。

(1) 学校校庭の芝生化の施工

ア) 校庭の芝生化を行う学校は令和4年度においては米子市立成実小学校と米子市立淀江小学校とし、芝生化の面積はそれぞれ 5,000 m²を基本とするが、学校関係者等との協議によって面積の調整がされる場合がある。

令和5年度以降の事業については、別途米子市教育委員会事務局こども施設課が学校の意向を聞きながら予算の範囲内で実施するものとする。

イ) 芝生化の実施については、校庭の使用制限期間を可能な限り少なくするため、土壌等の施工条件が良好であれば使用制限期間が2週間程度で済むロール芝を基本とする。

ウ) 芝生の管理のための散水設備を設置すること。散水設備の水源については、地下水、河川水等の自然の水源、水道水等活用可能な水源のうち、経済性を考慮し、有利な水源を活用すること。

(2) 学校校庭の芝生の維持管理

ア) 除草、芝生の刈り込みは適宜行い、常に校庭を運動等に適した状態にすること。

また、日光が十分にあたり芝生の生育に適した状態を保つこと。

イ) 芝生への散水については週2回程度（6、9月）、週3回程度（7、8月）、週1回程度（10月）施肥後のみ（11月）を基本とするが、いずれも天候や乾燥状況に応じて適宜調整すること。

ウ) 芝生への施肥については月1回程（6～11月）を基本とするが、芝生の育成状況に応じて適宜調整すること。

エ) 芝生の管理については農薬を使用しないこと。

オ) 芝生が剥がれ裸地になるなど補修が必要となった場合には、適宜補修すること。

カ) 事業者主催で除草をイベントとして行うことができる。その場合、米子市は広

報、告知について協力する。

(3) 芝生化された校庭の活用事業の実施

ア) 事業者は、芝生化された校庭を活用した子ども達の健全育成と地域住民の健康増進を目的として、スポーツ・健康づくりのための事業を行うこと。

イ) スポーツ・健康づくりのための事業の対象者は基本的に芝生化を行う学校の生徒、地域の住民とするが、それ以外の学校、地域の参加も可能とする。

ウ) 芝生化された校庭は、従前の学校体育施設開放事業での利用や地域住民が憩いの場として利用されることも想定されるため、スポーツ・健康づくりのための事業を行う場合には、それらの利用との調整を十分に図ること。

3. 管理の基準

事業者は以下の基準により学校校庭芝生化事業を適正に行うこと。

(1) 基本方針

ア) 事業者は自らの創意工夫を活かし、学校校庭の芝生化の施工、芝生の維持管理、芝生の活用事業を実施し、利用者の健全育成、健康増進等に資する事業内容とすること。

また、事業の目的を達成できる限り、経費面についても最小で行えるよう効率的な事業実施（芝管理の無人化、省力化を行い、コストや手間の軽減を図るため、自動芝刈ロボットを活用した芝の管理）を行うこと。

イ) 事業者は教育の場であり、地域に開放された公の場である学校校庭の性格を十分認識し、学校事業の支障とならないよう留意するとともに、校庭の利用者にとって快適な環境を確保すること。

ウ) 事業者は校庭芝生化事業の趣旨に沿った魅力ある利用者の健全育成、健康増進等に資する校庭の活用事業を実施しなければならない。

また、校庭の活用事業を実施する場合には、事前にその内容を米子市と協議の上行わなければならない。

(2) 校庭芝生化事業の実施体制

ア) 事業者は校庭芝生化事業に従事する人員（以下「事業従事者」という。）を適正に配置し、事業実施に必要な体制を整備すること。

また、事業従事者から総括責任者を1名指定すること。

イ) 事業者は事業従事者の名簿を米子市に提出すること。人員の異動が生じた場合も、同様とする。

ウ) 事業者は事業従事者に対して事業実施を行うために必要な研修を実施し、防犯対策、防災対策等の利用者の安全対策について十分に指導、訓練しなければならない。

エ) 事業者は校庭芝生化事業の業務に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を米子市に報告し、その処理方法につい

て米子市と協議しなければならない。

オ) 事業者は校庭芝生化事業の業務に関して生じた事業従事者の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、米子市は、何らの責任を負わないものとする。

カ) 事業者及び事業従事者は校庭芝生化事業の業務の処理において知り得た米子市の行政上の事項その他校庭芝生化事業の業務処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。事業期間の終了後も同様とする。

(3) その他

ア) 米子市は学校の施設等及び学校に備えられた備品（米子市の所有に係るものに限る。）を事業者に無償で使用させる。なお、事業者は、除草のための機械等、学校にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ米子市に協議しなければならない。

イ) 事業者は校庭芝生化事業の業務処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。

ウ) 事業者は、毎年度、校庭芝生化事業の業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、米子市に提出しなければならない。

エ) 事業者は校庭芝生化事業の業務処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ米子市の承認を受けた一部の業務については、この限りでない。

4. 校庭芝生化事業に必要な経費

校庭芝生化に必要な経費は米子市からの委託料によって賄うものとする。なお、経費の額及び支払い方法は事業者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、米子市と価格の安い事業者が協議し、双方で締結する契約において定める。

なお、芝生化した校庭の翌年度以降の維持管理に係る経費は年額1,320,000円（1校あたり：税込）を上限とする。

5. 芝生化された校庭の委託期間

芝生化された校庭の芝生化事業の委託期間は、その準備期間も含めて令和4年4月●日から令和5年3月31日までとする。ただし、次年度以降の維持管理について、当該学校の建物、施設の工事等特別な事情がない限り、米子市と事業者の双方の合意により、期間を1年単位で延期するものとする。

6. その他の条件

- (1) 校庭芝生化事業に使用する芝生は、事業者が現に米子市内で栽培しているものに加え、令和4年度以降に新たに作付する場合には、米子市内の耕作放棄地等において栽培されたものを使用すること。

※耕作放棄地等とは、現に耕作がされておらず、農業上の有効利用がなされていない農地及び現在の営農者が耕作を中止し、今後耕作する予定のない農地とする。

- (2) 校庭芝生化事業に使用する芝生の種類は、耐久性に優れた西洋芝のティフトンを使用すること。

また、芝生は生産圃場においてターフが形成されてから無農薬で栽培されたものを使用すること。

7. 事業者の参加資格等

(1) 事業者の資格

校庭芝生化事業の事業者となれる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、事業者となることができない。

ア) 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者

イ) 当該法人等における無限責任者、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

- ① 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 公務員であった者であって、懲戒免職の処理を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オ）において同じ。）
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 複数の法人等による応募

校庭芝生化事業の業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア) グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

- イ) 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。
- ウ) 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

8. 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出

参加事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出日時

令和4年3月25日（金）から同4月8日（金）午後4時まで

(2) 提出書類

ア) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第1号）

イ) 様式第2号に記載する添付書類

(3) 提出先

米子市錦町一丁目139番地3

米子市教育委員会事務局こども施設課

(4) 提出方法

参加表明書は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めない。

9. 参加辞退

参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出の後、この公募への参加を辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式第3号）を市に提出すること。

10. その他

校庭芝生化事業の内容について疑義が生じた事項は、その都度、米子市と事業者で協議して定める。

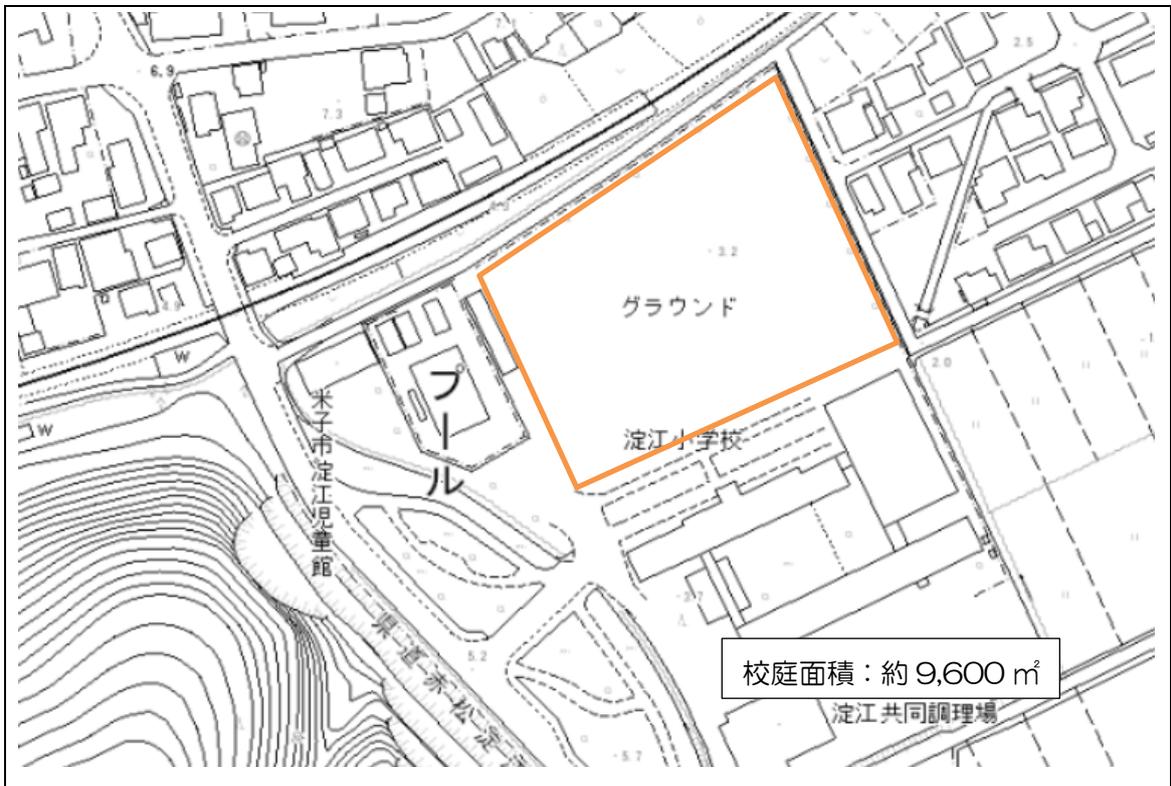
〈位置図〉



(①米子市立成実小学校)



(②米子市立淀江小学校)



【参考】提案事業の概要

本事業は、公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」において、自由提案事業として株式会社SC鳥取から提案された事業内容について、提案内容を基に株式会社SC鳥取と対話を通じて事業案として定めたものである。

事業内容が定まった後は、他の事業者の参加機会を確保するため、公募により事業者選定を行うことから、以下のとおり事業内容を定める。

提案者	株式会社SC鳥取
所在地	米子市安倍1-1
参加予定者	代表取締役 塚野真樹 本部長 高島祐亮 (担当者：ホームタウン事業部 野口功)
事業名	米子市学校校庭芝生化事業「外で遊ぶ子どもをふやさいや」
提案事業内容	<p>《事業の目的・理念》</p> <p>米子市まちづくりビジョンの基本目標 ～教育・子育てのまちづくり～</p> <p>「安心して子供を生み育てられるよう、子育て支援や学校教育の充実に取り組むことにより、未来のまちづくりを担う子供たちが健やかでたくましく育つまち〈米子〉をめざします。」</p> <p>当該提案事業は、この目標を達成するための具体策として実施する。</p> <p>具体的な手法としては、株式会社SC鳥取が所属するJリーグの基本理念「Jリーグ百年構想」に則り、以下の事業を推進する。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>〈Jリーグ百年構想とは〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたの町に緑の芝生に覆われた広場やスポーツ施設をつくること。 ・サッカーに限らず、あなたがやりたい競技を楽しめるスポーツクラブをつくること。 ・「観る」「する」「参加する」。スポーツを通して世代を超えたふれあいの輪を広げる。 <p>⇒これらをもって豊かなスポーツ文化の醸成を目指す。</p> </div> <p>《事業手法及び効果》</p> <p>①学校校庭の芝生化</p> <p>SC鳥取が弓ヶ浜半島の耕作放棄地を活用して生産する芝生（西洋芝：ティフトン）を使って学校校庭の芝生化を行う。</p> <p>成長力が強く、耐久性に優れ、葉が柔らかく手触りが柔らかいティフトンで芝生化することによって芝生の緑の持つ癒し効果、校庭の温度上昇抑制効果、ケガの防止と運動能力の向上などの効果が期待できる。</p> <p>また、痩せた土地でも生産可能な農作物であり、社会課題である耕作放棄地の減少にもつながる。</p> <p>②芝生の維持管理</p>

	<p>自動芝刈ロボットを活用した管理の無人化、省力化を行う。それに伴い人的作業よりかなり高い頻度で芝生を刈り込むことができ、光合成を促進し、密度が高く根の厚い高品質の芝生となるため、維持管理において除草剤など農薬を使用する必要がなく、子ども達が安心して寝転んだり遊べる芝生広場となる。</p> <p>また、無農薬で管理した芝生はミミズや昆虫などのたくさんの生き物が住み着き鳥類が来る機会も増え、自然環境に配慮した生物多様性のある遊び場となり、環境意識の向上にもつながる。</p> <p>③芝生広場の運用</p> <p>各学校に専属のクラブスタッフ、選手を配置し、SC鳥取が地域に密着し2003年から継続している「復活！公園遊び」を芝生化された校庭で定期的実施する。</p> <p>スタッフ、選手が子ども達と一緒に水まきや芝生の手入れをし、その後思い切り身体を動かして遊ぶなど、管理と遊びを一体化した取組も行う。</p> <p>外遊びの機会が減る中、SC鳥取が行う「復活！公園遊び」のノウハウを生かしたプログラムを定期的開催することにより、外遊びを通じて子供たちが関わり合う中で、心身の健全な発達やコミュニケーション能力の育成につなげることができる。</p> <p>また、土壌の生物多様性は子供たちの腸内環境とも深く関わっているとされており、腸内細菌の多様性が子供たちのその後の健康に大きく影響を与えることも期待できる。</p>
令和4年度の業務の実施場所	<p>①米子市立成実小学校校庭 米子市奈喜良81</p> <p>②米子市立淀江小学校校庭 米子市淀江町西原244-2</p>

米子市学校校庭芝生化事業
(様式集)

様式第1号	参加表明書（兼参加資格審査申請書）	1
様式第2号	経営状況調査表	2
様式第3号	参加辞退届出書	3
様式第4号	役員等調書兼照会承諾書	4

様式第1号

年 月 日

参加表明書(兼参加資格審査申請書)

米子市長 伊 木 隆 司 様

参加者 商号又は名称

所在地

役職名

氏 名

㊟

担当者 氏 名

所 属

所 在 地

電 話

F A X

Eメール

米子市学校校庭芝生化学業実施要項に基づき、公募に参加することを表明するとともに、参加資格の審査を下記の添付書類を添えて申請します。

なお、この書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

■ 添付書類

- (1) 会社概要 (会社の沿革及び組織を記載した書類*PR用パンフレットでも可)
- (2) 経営状況調査表 (様式第2号)

様式第2号

経営状況調査表

① 営業年数	創業 年 月 () 年		
② 売上額	直前決算 年 月 日～ 年 月 日 1年間		千円
③ 従業員数	業務従事者	その他	合計
	人	人	人
④ 資本金	千円 ※商業登記簿記載のもの		

様式第3号

年 月 日

参加辞退届出書

米子市長 伊 木 隆 司 様

参加者 商号又は名称
所在地
役職名
氏 名

㊟

担当者 氏 名
所 属
所 在 地
電 話
F A X
E メール

米子市学校校庭芝生化事業実施要項に基づき、参加表明書兼参加資格審査申請書等を提出しましたが、参加を辞退しますので、届け出ます。

様式第4号

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

(届出者)

所在地

商号又は名称

職・氏名

㊟

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

役職等	氏名	よみがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出された氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために利用します。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。